

## 第5回 甲賀市空家等対策協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成30年1月25日（木） 9：30～11：30
- 2 開催場所 甲賀市役所 3階 301C会議室
- 3 出席者
  - ・委員 （岩永市長（会長）欠席）、望月委員（副会長）、竹田委員、中川委員、池元委員、寺村委員、西岡委員、森地委員  
出席7名、欠席1名
  - ・事務局 建設部 橋本部長、治武次長  
住宅建築課 中島課長、藤丸室長、赤尾主査
- 4 協議事項等
  - (1) 特定空家等の措置に関する協議
  - (2) 空き家除却事業補助金交付要綱（案）に関する協議
- 5 連絡事項

### 【会議内容】

1. 甲賀市市民憲章唱和
2. 《望月副会長あいさつ》

皆さま、おはようございます。今年に入ってから初めての協議会ということで大変寒い中、足元の悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。新年明けましてから各種団体の新年会や賀詞交換会などに参加させてもらっていると、戌年ということで戌笑うという言葉をよく聞きます。言葉だけだと捉える方と、新年早々前向きな気持ちでがんばるぞという思いで受け取る方とは違うのかなと思います。できるだけ前向きにとらえ、言葉を発していきたいと感じております。

一昨日なんですけれども、ある新春講演会に行きまして、その演題が「コミュニケーション魔法の法則」でした。元NHKキャスターの女性が講演の講師に立ったんですけども、大変お綺麗な方で、非常に笑顔がすばらしく、また声も透き通ってワントーン高く非常に聞き取りやすく明るい講演で、そこで色々教えていただきました。コミュニケーションをとるということは、よく人の話を聞いてくださいというお話でした。その「きく」というのは、耳偏の「聴く」。目で見て心で受け止める、聞き流すのではなく心で受け止めてあげてくださいねというお言葉でした。経営者向けの講演でしたので、部下に対してコミュニケーションをとるのに、昔は「叱咤激励」といって厳しい言葉をかけながら叱ることが重要視されていたのですが、最近は8割をコミュニケーションで2割を叱るではなくて、できないところを具体的に教えてあげると、そういった形らしいんです。

世の中はどんどん変わっていきます。IT化が進み、漢字や電話番号等がなかなか覚えられないような環境になってきています。自動運転化等の革命も起こってきています。そういった中で、心の部分でも変化をしていく時期にきているのかなと感じているところがあります。

私も今年は、人を育てるということを目指していききたいなと思っています。皆様それぞれ今年1年こうしていこうという思いを色々お持ちだと思います。

甲賀市につきましては、人口増を目標にしてがんばっていくぞというようなお声をお聞きすることがございます。やはり住みよいまちづくりということを掲げていかないとなかなか人が定着しない、そしてまた子育てができないということにもなると思います。私たち協議会の使命であります住みよいまちづくりの一端として私たちも頑張っていきたいなと思っています。今年もどうぞよろしくお祈りします。寒い中でインフルエンザ等多い聞いておりますので十分体調管理にご留意いただきたいと思っています。どうぞよろしくお祈りします。

#### 《橋本部長あいさつ》

皆様、おはようございます。大変寒い時期となって第5回ということでお集まりいただきまして誠にありがとうございます。この対策協議会のなかで甲賀市の空家対策につきまして、ご意見とご指導いただいておりますことを改めてお礼を申し上げます。

この空家対策につきましては、平成30年度予算で大きく踏み出す時期であると考えております。今現在予算につきましては、策定中でございます。大きく除却支援という方向に予算を確立していきたいと考えております。また、市が非常に大きな責任をもって対応していくということでございますので、改めて市の対応を見つめ直しながら、今後ともご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えてございますのでどうぞよろしくお祈り申し上げます。

### 3. 協議事項

甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則第10条第3項に基づき副会長に議長を依頼

副会長：それでは、協議事項に入らせていただきます。最初に事務局より説明をしていただき、その後、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

#### 協議事項1) 特定空家等の措置に関する協議

副会長：それでは、協議事項1について、事務局より説明をお願いします。

事務局：《第1回から第3回までの空家等対策協議会で協議し、特定空家等に認定された14件について所有者等の対応・経過について説明》

事務局としましては、第2回協議会の認定分と第3回協議会の認定分については、再度指導書を送りたいと考えております。第1回協議会の認定分については、所有者と電話等でやりとりをしますが、行政指導としては勧告のままに留めたいと事務局では考えております。

副会長：措置についてご異議等はございませんでしょうか。

委員一同：異議なし。

#### 協議事項2) 空き家除却事業補助金交付要綱(案)に関する協議

副会長：それでは、協議事項2について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 《空き家除却事業補助金交付要綱（案）について説明》

前回の協議会で頂いた質問で、補助対象者の中の委任を受けたものについてですが、他の市町に事例を確認しましたところ、土地と建物の所有者が違い、建物の所有者が解体費用を負担できなかったため、土地の所有者が建物の所有者に委任を受けて解体をされたということでした。他に考えられる例として、地元が委任を受けて解体するとか、隣接の方など、所有者の身内とは関係のない方がどうしても解体したいときに委任を受けてやるということを想定しているとのことでした。

副会長 : ただいまの事務局の説明についてご意見・ご質問をお願いします。

委員A : 参考市町の補助金の額は50万だが、上がったか。

事務局 : 今も50万のままです。

全国的に見てますと、50万というところもあれば100万というところもございます。

委員B : この第2条の除却の跡地を地域活性化のために供される点が要件になっているが、申請書に証明資料等の添付がなくてよいのか。

事務局 : 工事計画書の中で書いてもらいます。

委員B : 交付したあとでそれが地域活性化に役立っているかどうかという検証はどこでやるのか。それはまた別の要綱があるんですか。

事務局 : 申請内容と同じことができていないか、時間が経たないとわからないですが、地元へ寄付をしてもらう等で確認はできると思います。

委員C : 書類を作って区長に承諾をもらうなどしてはどうか。他の補助金でもそうしている。

委員B : 15条に取消の規定があるから、問題が出てきたらこれによって返還を求めるということになるのかな。

事務局 : 今の場合ですと、申請の時にその他市長が必要と認める書類しかないないですが、他の市町などにも確認し、地元の自治会長等の承諾書類等を検討します。

委員A : 更地にしたとしてそのあとの管理についても確約書など条件を付けたらどうか。

事務局 : 管理協定書などを結んでもらうなど、検討します。

委員D : 対象者の委任を受けた者と市税その他使用料等を滞納している者の関係だが、滞納している人は補助対象にならないが、その人から委任を受けて解体する場合は補助対象になるのか。

事務局 : 費用を負担して除却される方がどうかをみるので、対象になると思います。

委員D : 滞納者が除却された場合は補助金が出ないということですか？

事務局 : 出ないです。

委員B : 委任を受けたものというのは、委任を受けたものが費用負担をするという趣旨ですよね。だから補助金をもらうわけですよね。

事務局 : そうです。

委員B : 委任を受けたものに法人は含むのか。

事務局 : 建物の登記が会社名義のものだけがダメで、この委任を受けた人が法人というのとはできると解釈していましたが、それは再度確認し定めたいと思います。

委員A : 除却後の跡地を地域活性化のために供されるものとあるが、除却したあとも個人の所

有権が残っていてもいいのか。

- 事務局 : 参考にした市町の要綱は跡地を地元自治会へ10年間以上貸与または市町に寄付されるものとするとなっていますが、今はそこまで求めていません。
- 委員A : 地元が跡地を買って、広場に使うとかわかりやすいし、ものすごく有意義だと思うが、そうでないパターンもこのままだったらありますよね。悪用しようとしたらそういう文言がなかったら怖いのでは。
- 事務局 : 市への寄付は困りますが、区・自治会等へ10年間以上貸与または寄付されるものという表現や管理協定などを検討します。
- 委員A : セットバックしなければならない敷地であれば、セットバック部分は市に寄付とされてもよいのでは。
- 事務局 : そうですね。それは検討します。
- 委員E : 地域活性化の具体的な1つの例としてはどのようなものか。
- 事務局 : 国の制度の概要では、ポケットパーク等が載っています。ご意見頂いたように、所有者が地域活性化になるからと言ったところで、地元の同意がなければ補助を出すことは難しいと考えています。
- 委員F : 第3条の2項の該当するものは補助対象者としなないという段の(4)について、暴力団員と密接な関係を有する者でないこととありますが、有する者ですよね。
- 事務局 : そうですね。ありがとうございます。
- 副会長 : ありがとうございます。協議事項は以上となりますが、その他全体を通して確認事項等はよろしいでしょうか。  
それでは、本日の協議事項が終了しましたので、議長の任を解かせていただき、事務局へお返しします。

#### 4. 連絡事項

- 事務局 : それでは連絡事項について説明させていただきます。  
《連絡事項》
- ・甲賀市空き家バンクに登録されている物件が、全国版空き家・空き地バンクのWEBサイトにも掲載されるようになりました。
  - ・第6回の会議の予定について
- 事務局 : 最後に、閉会にあたりまして、建設部次長の治武がご挨拶申し上げます。
- 治武次長 : 長時間本当にありがとうございました。補助金交付要綱については、委員のみなさんのご意見をいただきながらもう1度精査をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。  
特定空家については、難しい案件も多々あります。ただ職員日々頑張っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- 事務局 : ありがとうございます。なお、本日の会議録については、事務局にて作成後、皆様

に送付をさせていただきますので、よろしくお願い致します。これもちまして第5回甲賀市空家等対策協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。